

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年9月から21年8月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月10日から21年9月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が所持している給与明細書の支給額と相違しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された申立人に係る給与明細書の写しにより、申立人の申立期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる。

したがって、申立期間のうち平成20年9月から21年8月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成19年9月から20年8月までの期間については、各月の報酬月額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とを比較して低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又

は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成12年10月31日にA社を退職したが、「年金記録の確認のお知らせ」には、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年10月31日とされていたため、改めて、同社に確認したところ、私の退職日は同年10月31日で相違は無いとの回答を得ているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が平成12年10月31日まで同社に在籍していたことを認めるとともに、「申立人の12年10月の厚生年金保険料を給与から控除したと思う。」と回答している上、B市から提出された申立人に係る平成13年度給与支払報告書に記載されている社会保険料控除額は、同年10月の厚生年金保険料控除額等社会保険料控除額を含むと推計されることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払報告書の社会保険料控除額からみて、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の資格喪失日が平成12年10月31日と記

載されていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、申立期間当時、同居していた父が行い、母が自宅の近くの銀行で保険料を納付してくれていた。

両親は既に死亡しているが、母が私の国民年金保険料を、当時同居していた兄の保険料と一緒に納付していたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年8月頃に払い出されたものと推認できるとともに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年4月1日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間当時、継続してA市に居住し転居等していないことから、A市が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難い上、オンライン記録等による氏名検索によっても、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が、申立期間当時に同居していた申立人の兄の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の兄は、「当時、両親及び申立人と同居していたが、私は早くから自立していたため、家計は別にしており、国民年金保険料は自分で納付していた。」と供述しており、申立人の主張とは相違している上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、母親が銀行で納付してい

たと主張しているが、A市における申立期間当時の国民年金保険料の納付方法とは異なっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、申立期間当時における申立人の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1405 (事案 1301、1358 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年1月まで

私は、これまで二度、第三者委員会に申立てを行ったが、国民年金の被保険者資格取得日が昭和50年2月18日であることに納得できない。

また、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていた当時、近隣の人が国民年金に加入しているにもかかわらず、私が加入していないとは考えられない。今回、新たに同じ納付組織を通じて保険料を納付していたと思われる人の氏名を挙げるので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金記録書には、申立人が昭和50年2月18日付けで任意加入被保険者の資格を取得したことが記載されていることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができないこと、ii) 申立人は申立期間から上記資格取得日まで住所を変更していないことから、同一市町村から申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たな資料として申立期間当時の納付組織のメンバーの氏名を記載したメモを提出して再申立てをしているところ、当該メンバーから申立人の国民年金への加入及び保険料の納付時期等に関する証言が得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金の被保険者資格取得日が昭和50年2月18日とな

っていることに納得できないとし、また、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていた当時、近隣の人には国民年金に加入しているにもかかわらず、申立人自身が加入していないとは考えられないとして、同じ納付組織を通じて保険料を納付していたと思われる7人の氏名を新たに挙げて再調査を求めている。

しかしながら、上記7人に再申立時に申立人が氏名を挙げた1人を加えた8人のうち連絡が取れた6人に照会したが、いずれの者からも、申立人が申立期間において納付組織を通じて国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 12 月まで
② 昭和 44 年 12 月から 45 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 12 月から 44 年 12 月まで A 事業所に、同年 12 月から 45 年 4 月まで B 事業所に、それぞれ C 職として勤務していた。当時は給与からの控除について確認もしていなかったが、厚生年金保険料が控除されていた可能性もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①当時の通勤定期乗車券における勤務先の記載及び D 法人 C 職資格認定証（昭和 44 年 9 月 25 日付け）から、申立人は、A 事業所に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A 事業所の現在の事業主は、「当事業所は、開業以来、厚生年金保険には加入していないので、従業員には個人で国民年金に加入するようお願いしている。」と供述しており、B 事業所の現在の事業主は、「当時のことは不明であるが、従業員が少なかったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、申立人は、申立期間当時、A 事業所の従業員は申立人を含め 3 人、B 事業所の従業員は申立人を含め 2 人であったとしていることから、両事業所は、厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であった可能性がうかがえる。

さらに、A 事業所及び B 事業所について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより検索しても、厚生年金保険の適用事業所としての加入記録は確認できない。

加えて、A 事業所の当時の事業主は高齢であり、B 事業所の当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険

料の控除の状況について確認することができない上、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで
年金事務所の記録では、私の夫が勤務していたA社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が26万円となっているが、26万円も給与は支給されていなかったと思うので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳を確認したところ、申立人の申立期間における標準報酬月額及び標準給与月額は26万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、A社において、平成4年10月の標準報酬月額の定時決定の対象となった厚生年金保険被保険者21人のうち、標準報酬月額が増額した者が申立人を含め11人いることから、申立期間における申立人の標準報酬月額の上昇に不自然さは見当たらない。

さらに、B社及び同社の社会保険関係事務の委託先である社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の資料は残っていないため、申立人の給与額、標準報酬月額等は不明である。」と回答している上、申立人の妻は、申立人の申立期間における給与額を確認できる給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。